

平成25年度の数値 \*〈〉内は平成24年度の数値。

累積降雪量▶338cm〈383cm〉

最大積雪深▶41cm(1月22日に記録)〈68cm〉

真冬日▶10日〈17日〉

除排雪への要望・苦情など▶5,983件〈17,694件〉

除排雪作業の稼働日数▶旧秋田市…53日〈84日〉、

河辺…52日〈56日〉、雄和…63日〈66日〉

除排雪経費▶約23億8,000万円〈36億4,300万円〉

\*累積降雪量、最大積雪深、真冬日は、秋田地方気象台のデータです。

問い合わせ 道路維持課☎(864)3643



除雪ボランティアも活躍(1月27日)

## 平成25年度道路除排雪のまとめ

# みなさんのご協力で 新たな取り組みも円滑に！

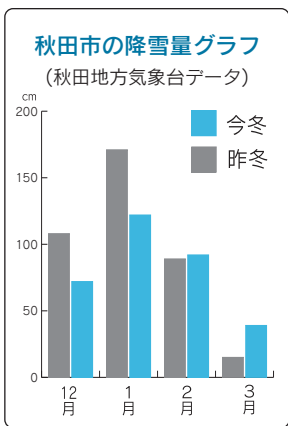


市では、この冬、新たな「ゆき総合対策基本計画」に基づき、市民、委託業者、行政が一体となった除排雪に取り組みました。前年度に比べ、雪の少ない冬になりましたが、みなさんのご協力で大きな混乱もなくこの冬を乗り切ることができました。

## 平

成25年度は、市内の最大積雪深が前年度より27㎝少ない41㎝となりまし

た。気温はほぼ平年並でしたが、1月末には降雨や最高気温が11.5度を記録する日があり、積雪深を一気に減らしたものの、2月上旬には5日連続で真冬日が続くなど気象変化の激しい冬になりました。



除排雪作業の稼働日数は、旧秋田地域では53日(前年度は84日)と減少しましたが、降雪量が多い河辺・雄和地域では前年度並の稼働日数となりました。

## 市

では、新たな基本計画に基づき初期除雪の徹底を図り、まとまった降雪があった12月13日と1月11日に全市一斉除雪を行ったほか、暖気や降雨により路面状況が悪化した1月25日と2月18日には、全市的に生活道路の除排雪作業も行いました。

また、迅速な除排雪対応や的確な情報収集のため、コールセンターの開設や道路パトロールの強化、人工衛星を活用し、位置情報を把握できるGPSを活用した除排雪作業の情報発信などを行いました。

コールセンターに寄せられた要望・苦情などは5千983件で前年度の約3分の1に。急な降雪などで、電話がつながりにくい状態になった際は回線を増やして対応しました。

また、排雪作業の効率化のため、東部地域(柳田、太平八田)に新たに堆雪場を設置したことにより、同地区除排雪業者のトラックの稼働効率が上がり、作業時間の短縮を図ることができました。

## 市

民協働による除排雪の取り組みへの支援も強化しました。地域の除雪で使われた個人所有の小型除雪機への燃料支給は122件、地域の小規模堆雪場(固定資産税の一部を減免)用の土地提供には36件(合計約1万800㎡)の申し入れがありました。

さらに、1月13日に行った「市民一斉除雪デー」には、子どもから大人まで、約2千900人が参加し、通路の雪寄せと一緒に汗を流すなど、新たなゆき対策への取り組みが、市民のみなさんのご理解のもと円滑に進められ、この冬を乗り切ることができました。

今後、これらの取り組みを検証し、より市民生活の安全安心を確保する除排雪体制の整備に努めますので、引き続きみなさんのご協力をお願いします。



市民一斉除雪デーでは、地域の絆が強まりました(写真は日新小学校区内)

## 秋田市空き家等の 適正管理に 関する条例ができました



平成24年度に秋田市が行った空き家調査の結果、市内で約3千件の空き家が確認されました。空き家などが老朽化すると、倒壊の危険や衛生面など、周囲への悪影響が懸念されます。特に、建物の資材などが風で飛ばされたりすると、人の生命にも関わる重大な事故を引き起こしかねません。

そのため秋田市では、4月1日に「秋田市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き家の所有者の責務を明らかにするとともに、事故を未然に防ぐため、危険な状態にある空き家などに対する措置を定めました。安全安心な暮らしを守るため、市民のみなさんのご協力をお願いします。

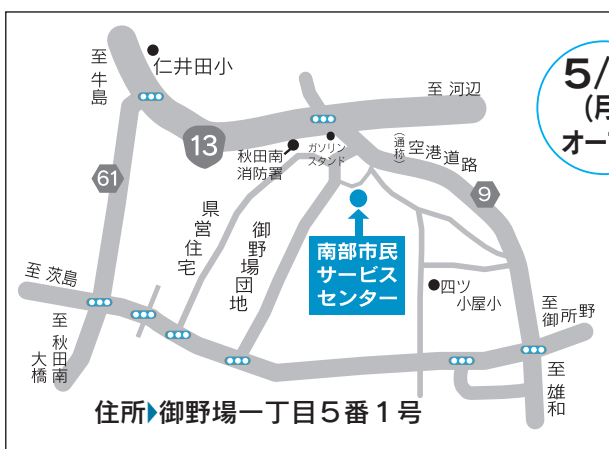
### 条例に規定する内容

立入調査、助言・指導、勧告、命令、公表、緊急安全措置、所有者の特定など  
**条例はこちらでご覧いただけます**

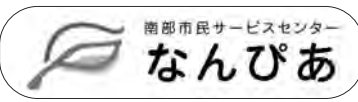
防災安全対策課(市消防庁舎3階)、または左記ホームページで  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/>

### 防災安全対策課

問い合わせ  
 ☎(866)2021  
 FAX(826)50099



5/12  
(月)  
オープン



## 南部市民サービスセンター 窓口業務と施設の貸し出し

オープン後の問い合わせ  
 市民窓口☎(838)1212、施設使用窓口☎(838)1211、  
 子育て交流ひろば☎(838)1216

### 市民窓口でのおもな取扱業務

- 住所・戸籍の届出▼転入、転出、転居、出生、死亡、婚姻の届出、児童手当
- 住民票・戸籍・印鑑の証明▼住民票・戸籍の証明、印鑑登録・証明
- 国民年金▼加入、免除の手続き
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険▼加入、脱退、高額医療費などの申請、はり・きゅう・マツサージ受療券
- 介護保険▼要介護認定の申請受付
- 福祉▼福祉医療費受給者証、障害者手帳、保育所の入所申請、高齢者コインバス資格証明書の交付
- 保健衛生▼母子健康手帳、健康手帳の交付、粗大ごみ証紙の販売
- 市税の証明▼所得・課税証明、固定資産に関する証明
- 市税などの納付▼市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
- 地域づくり▼道路、公園、街路樹に関すること、地域活動支援

### 市民窓口の業務時間

平日(年末年始を除く)、  
 午前8時30分～午後5時15分

### 施設内にある自動交付機

住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、戸籍証明書の発行  
 平日：午前9時～午後7時  
 休日：午前9時～午後5時

### 貸出施設の申し込み

**使用申込**  
 予約は使用日の前月1日から、「秋田市公共施設案内・予約システム」、またはセンター1階の指定管理団体事務室で受け付けます。  
 ☎(838)1211

### 施設使用料

\*5月12日(月)から31日(土)までの使用分は、現在、市民協働・地域分権推進課(市役所分館2階)で、平日に受け付けています。  
 ☎(866)2037

### 施設の利用時間

午前9時～午後9時  
 (12月29日～1月3日は休館)

